

養父市における遠隔服薬指導の事業領域決定に伴う課題

養 父 市
平成30年 9月10日

1 「訪問させることが容易ではない」範囲の取り扱い

遠隔服薬指導の実施について、特区法では「利用者の居住する場所を訪問させることが容易でない場合として厚労省令で定める場合」と定めている。また、厚労省令（施行規則）では「地域における薬剤師の数及び薬局の数が少なく、薬局と利用者の居住する場所との間の距離が相当程度長い場合又は通常の公共交通機関の利用が困難な場合」と定めている。一方、患者には、薬局業務運営ガイドラインにおいて、薬局選択の自由がある。これらを踏まえると、遠隔服薬指導の実施の可否は、患者の選択した薬局と患者の居住する場所の関係において判断されるべきであり、その他の要因が影響を与えるべきではない。

そのうえで、訪問させることが容易でない範囲として以下のとおりとしたい。

- ・ 本市の地理条件を踏まえ、一律の距離は設けず、徒歩片道30分以上。
- ・ 徒歩片道30分以内であっても、天候、道路事情などがある場合は、個別協議とする。

2 「最寄り薬局」の取り扱い

厚労省は薬機法の趣旨に鑑み「薬局とは、当然に患者の居住地に最寄りの薬局を差す」とし、省令の定めも最寄り薬局と患者の居住する場所の関係で判断すべきと主張している。我々は「薬局とは、当然に患者の居住地に最寄りの薬局を差す」と一般的に理解されていないと考えており、特別法（特区法）の考え方が一般法（薬機法）に優先されるという原理からすれば、薬局＝最寄り薬局として実施要件を議論することは不適切と考える。更に厚労省が進めている「薬局＝最寄り薬局の薬剤師を患者宅に訪問させる」「薬剤師が少ないなら増やせば良い」といった指導は、経済原理を軽視したものであり、体力のない薬局が淘汰されることを懸念する。

3 国家戦略特区として

地域の社会事情を先見し、課題解決の為に様々な実証を通じ国家の将来設計と経済成長に貢献するというのが国家戦略特区のミッションである。遠隔服薬指導の実現という実証においては、福岡市、愛知県で先行してスタートするも、患者は夫々1名であり、実証の効果検証に至るレベル迄の道のりが見えない。特別法である特区法の趣旨を活かし、特区の理念である経済成長の為に幅広に実証を行うべきであり、見えざる規制に屈することなく実証の実例を積み上げて行きたいというのが養父市の考えである。国家戦略特区において遠隔服薬指導の実証が進まないことから、特区外での実現可能性について厚生科学審議会でも議論が開始されたとも聞く。特区の意義の見せどころではないか。